

2007年8月23日

社団法人 大阪精神科診療所協会
会長 渡辺 洋一郎 殿

NPO大阪精神医療人権センター
代表 里見 和夫
〒530-0047
大阪市北区西天満5丁目9番5号
谷山ビル 9階
TEL (06) 6313 - 0056
FAX (06) 6313 - 0058

要 望 書

貴協会が、大阪府下の精神障害者の医療と福祉を進め、精神障害者の自立と社会参加を実現するために大きな役割を果たしておられることに敬意を表します。

また当人権センターが大阪府より委託を受けて行なっている精神医療オンブズマン活動につきましては、いつも多大のご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

私達はこれまで、入院している精神障害者の人権を擁護するための諸活動を継続して参りました。こうした活動の一つである電話相談の窓口には、入院中の患者さんからの相談に加えて、診療所に通院中の患者さんからの相談も毎月10件近く寄せられ、その数は増加しつつあります。

人権センターの電話相談が、主に入院中の患者さんのための相談窓口であることを伝えると、「通院中の患者の窓口はないのですか？」と尋ねられます。そして、話を聞くだけでも聞いてくださいといわれます。

通院治療に関しての相談内容としては、医師との治療関係や職員についての疑問や不満などに加え、さまざまな相談があります。

例をあげますと、医師については、医師が話をゆっくりきいてくれない、対応が冷たい、医師の言葉に傷ついた、もっと詳しく薬の説明をしてほしい、気が向かないのにデイケア、ナイトケアに参加することを強く勧められる、などがあり、またこうした苦情を医師には直接には言いにくいといえます。

診療所職員との関係については、職員の言葉に傷ついた、利用者同士のトラブルに職員が間に入ってくれないなどの苦情がありました。

その他、セカンド・オピニオンをしてくれる診療所を紹介してほしい、受診を拒否された、いろいろな社会資源について説明してほしい、生活上の困りごとを相談できる人がほしい、などの要望があります。またこれから通院をしようとしている患者さんやそのご家族から、どこに診療所があるのか、どのように診療所を選んだらよいのかという相談もあります。

患者さんによっては、疑問や希望を面と向かっては言いにくい、言っても対応してもらえなかったという不満があるようです。それぞれの診療所における個別的な対応に加え、こうした要望や意見を診療に反映させる手段として、貴協会におかれましても、患者さんの声を聞くための窓口を設置することを、ご検討いただきますようお願い致します。